

となっていますが、（園児から見て）叔父・叔母のものも提出する必要がありますか。

→A3 「同じ世帯にいる大人の人全員の分」となっていますので、園児と同じ世帯であれば、叔父・叔母でも提出が必要です。その中で市町村民税所得割課税額が211,200円※を超えている人がいる場合は補助対象となりません。

（※ さいたま市など政令指定都市発行の場合は、旧税率で算出した所得割課税額を確認してください。）

<資格対象全般について>

Q4 「園児の入園決定後に家計急変発生」とありますが、年少の場合の入園決定日はいつになりますか。

→A4 それぞれの幼稚園によって異なります。通常は入園金を支払った日となりますが、念のため、通園している幼稚園に確認してください。（11月頃が多い）

<離婚について>

Q5 別居状態にあり、離婚調停中なのですが、補助対象になりますか。

→A5 正式な離婚が成立しない限り、補助対象とすることはできません。

Q6 前の夫と連絡が取れないため、所得を確認する書類が手に入りません。

→A6 原則として、前の夫の所得が確認できる書類が手に入らない場合、補助対象とすることはできません。特別な事情がある場合に限り、幼稚園に御相談ください。

<失業（解雇・退職及び倒産・廃業）について>

Q7 失業の解消とは、どの程度の雇用状態を言うのでしょうか。

→A7 パートや長期アルバイト、契約社員などを指します。見習いや実習期間などがある場合、その初日を再就職の日とみなします。

ただし、日雇、臨時のアルバイト、または雇用保険の被保険者とならない雇用期間が1年以内である短期就労者・派遣就業、委託・請負などの常勤雇用等以外で、その後も雇用保険の基本手当が継続する場合は、再就職とみなしません。

Q8 提出書類⑤「離職日と離職理由を証明する書類」とは、何を提出すればよいのですか。

→A8 勤めていた会社から退職証明書を作成してもらい、提出してください。様式は任意です。

<その他について>

Q9 休職をしている場合には、どのような書類を提出すれば良いですか。

→A9 勤務先より休職証明書（期間、理由、無給であることを明記）を作成しても

